

APEC・ビジネス・トラベル・カード(ABTC)について【概要】

1. APEC・ビジネス・トラベル・カード(ABTC)の効果

(1) 旅券及び ABTC のみで、ABTC 制度参加国・地域当局の入国審査を受けることができる (査証 (ビザ) が免除される。)

(※ 通常、外国への入国にはビザが必要。国・地域によっては、ABTC の有無に関わらず短期商用目的等一定の場合にビザが免除されるケースもある。)

(2) 各国・地域の主要空港では入国審査時に ABTC 専用レーン(ブース)を利用することができ、円滑な審査が受けられる。

(※ 専用レーン等は各国・地域の主要空港に設置。)

(3) 入国が許可されれば、60 日から 90 日程度の滞在が可能。

2. 対象国・地域

次の 19 ヶ国・地域 (カナダ及び米国の 2 ヶ国は暫定参加中 (専用レーンの提供のみ))

日本、オーストラリア、ブルネイ、チリ、中国、中国香港、インドネシア、韓国、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、ロシア、シンガポール、チャイニーズ・タイペイ(台湾)、タイ、ベトナム

(※ 査証免除等の効果を受けることができる国・地域は、各国・地域当局における事前審査を経て、ABTC カード裏面に“JPN”、“CHN”などの英字 3 文字のコードで記載される。)

3. 申請要件 (日本の場合)

- ① 有効な日本国旅券を所持していること。
- ② 申請書、その他の提出書類に虚偽の記載がないこと。
- ③ 犯罪歴がないこと。
- ④ 以下のいずれかの要件に該当していること (外務省告示)。

イ) アジア太平洋経済協力ビジネス諮問委員会(ABAC)の日本委員等

ロ) 過去一年間貿易又は海外投資を行った実績がある企業等のビジネス関係者で、貿易等に関する事業を行うことを目的として参加国等に渡航し、かつ、今後同様に渡航することが必要であると認められる方

(※ 貿易等に関する事業：短期間に行われる貿易又は投資に関する交渉、業務連絡、市場調査、契約締結、納品後の役務若しくはこれらに関連する事業)

ハ) ABAC 日本支援協議会の構成団体 (日本経済団体連合会、日本商工会議所 (日本商工会議所の会員である商工会議所を含む。)、経済同友会及び関西経済連合会) の職員又はその団体の会員である機関のビジネス関係者で貿易等に関する事業を行うことを目的として参加国等に渡航し、かつ、今後同様に渡航することが必要であると認められる方

ニ) 貿易等に関する事業のうち特に災害復興に資すると認められるものを行うことを目的として参加国等に渡航し、かつ、今後同様に渡航することが必要であると認められる方

(※ 次の場合は不可：・ ABTC 参加国・地域の機関に雇用されて就労し、収入又は報酬を得ることが渡航目的の場合。

・ 申請者の主たる業務が、職業運動選手、報道特派員、芸能人、音楽家、芸術家等である場合。)

4. 申請手続き等

・ ABTC 希望者は、外務省に対して申請を行う。申請に必要な提出書類は、申請書、旅券の写し、写真 (2 葉)、在職証明書等。

・ 申請手数料 (収入印紙 13,100 円分) が必要。郵送申請のみ。

- ・ ABTC 有効期間は、発行日より 5 年間（旅券の残存有効期間が 5 年未満の場合は旅券の有効期限まで）

5. ABTC で入国した際に許される活動内容

- ・ 短期間行われる収入又は報酬を伴わない活動であって、商談、業務連絡、市場調査、投資のための契約締結、納品後の報酬を伴わないアフターサービス等に限定されている。したがって、収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行った場合には、当該国の法令に従い処罰される可能性があるほか、所持している ABTC は失効される。

※申請に当たっては、必ず、外務省 HP (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/apec/btc/index.html>) にて詳細をご確認ください。